

◆直近事業年度における事業の概況

2019年度〔2019年4月1日から〕事業報告書
〔2020年3月31日まで〕

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

2019年度のわが国経済は、年度前半は米中貿易摩擦により金融市場に動揺が見られたものの、堅調な国内需要に支えられ緩やかな回復が続きました。しかしながら、2020年に入ると新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、WHOがパンデミックを宣言する中、世界の経済活動は急速な縮小を余儀なくされ、年度末にかけて景気に下押し圧力がかけられました。各国は相次いで経済対策等を表明しましたが、金融資本市場は予断を許さない不安定な動きが続きました。

国内株式は、米中貿易摩擦の激化により下落した年度前半から回復し、年度後半には28年ぶりの高値更新をうかがう局面もありましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく下落する展開となりました。国内長期金利は、米国の利下げ等によりグローバルに金利が低下基調であったことから年度を通じて概ねマイナス圏での推移となりました。

＜事業の経過及び成果＞

こうした状況の中、2019年度は3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の最終年度として、お客さま本位の業務運営方針のもと、「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業および事業基盤の強化に取り組みました。あわせて、本計画の基軸であるブランド戦略においては、「お客さま」「社会」「会社・職員」がともに健康増進という新しい共有価値を創造することを通じて、日本の社会的課題である「健康寿命の延伸」に貢献することを目的としたCSV^{*1}プロジェクトを推進しました。

※1 CSV(Creating Shared Value)とは、企業による「社会的課題の解決」と「企業価値の向上(利益や競争力の向上)」を両立させる経営の概念です。

(個人保険分野)

個人保険分野では、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応すべく、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャンネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。

営業職員チャンネルでは、「人生100年時代」といわれる長寿社会において、健康長寿社会の実現を目指し、CSVプロジェクトを中心とした取組を進めました。

CSVプロジェクトの中核となる健康増進型保険「住友生命「Vitality」^{*2}」については、お客さまの健康増進活動を促す商品として、その販売に一層注力しており、より多くのお客さまに商品の価値をご提供するため、Vitality健康プログラム契約を付加できる保険種類を拡大するとともに、商品の魅力をさらに高めることを目的として、全国でスポーツジムを展開する企業と新たに業務提携するなど、特典(リワード)を拡充しました。加えて、メールや営業職員等による、加入者への定期的な情報提供や個別の働きかけを通じて、健康増進活動を促すサポートにも努めました。

※2 「住友生命「Vitality」」は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。

また、長寿社会においてますます増加が見込まれる認知症への対応は、健康長寿社会の実現に向けた重要な社会的課題の一つであるとの認識のもと、MCI(軽度認知障害)から認知症まで幅広く保障し経済的なサポートを行うとともに、早期発見・予防につなげることを目的とした特約「認知症PLUS(プラス)」を2020年3月に発売しました。

そして、「住友生命「Vitality」」の対象商品に「認知症PLUS」を加えるとともに、認知症の予防に有効とされている「歯科健診」「ゴルフ」を新たにVitality健康プログラムの健康増進メニューへ追加し、より幅広い健康増進活動を促進するプログラムへと前進させております。

さらに、お客さまが認知症等になられた場合、その後の契約管理やお手続きについてのご家族のサポートなどが重要となります。そこで、あらかじめ登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができ、「スミセイのご家族アシストプラス^{*3}」の提供を2020年3月より開始し、ご登録の手続きを推進しております。このように、認知症の予防、早期発見、罹患時の保障等について、総合的な保障とサービスを提供してまいります。

※3 「スミセイのご家族アシストプラス」とは、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

一方、こうした認知症への対応に留まらず介護に関する包括的なサービスを提供するために、アクサ生命保険株式会社と介護関連サービスを共同開発し、2019年10月に一部地域のお客さまを対象に提供を開始しました。2021年4月からの全国展開を目指して、順次ご案内の対象となる地域を拡大してまいります。

また、多様化するお客さまのニーズに一層お応えすることを目的として、業務提携を通じた商品ラインアップの拡充も図っております。具体的には、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、「住友生命「Vitality」」を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた後半期ごとの採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、「未来診断^{*4}」を活用したコンサルティングの向上と「スミセイ未来応援活動^{*5}」を通じたサービスの充実にも努めております。

※4 お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができ、営業職員向けタブレット端末「SumiseeLief(スミセイリーフ)」に搭載した販売ツールです。

※5 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。

金融機関等代理店チャンネルでは、資産形成ニーズにお応えする貯蓄性商品

を中心とした販売を推進しております。国内金利が低水準で推移する環境下において魅力のある商品を提供すべく、2019年4月に、外貨建平準払個人年金保険を発売するとともに、同年12月には外貨建一時払終身保険の商品改定を行い、順次取扱金融機関を拡大しております。一方、外貨建商品の販売については、お客さまに商品特性や留意事項等を十分にご理解いただくことが重要であるため、商品パンフレットの改訂等を通じてわかりやすい情報提供に努めました。

なお、日本郵便株式会社を通じた販売については、不適切な募集取扱いが行われていたことから、積極的な販売を控えております。そのうえで、同社を通じてご加入いただいたお客さまにあらためて契約時のご意向を確認するなど丁寧な対応に努めるとともに、同社とも協議のうえ再発防止に向けた取組を進めました。

子会社における取組については、メディアケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しており、2019年5月に、従来の医療保険でカバーしていなかった、通院時の薬剤治療を保障する保険を発売しました。

保険ショップを展開するいずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応えする確かなコンサルティングに努めております。

また、2019年8月に、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応するための機動的な商品開発を可能とする観点から、アリアル少額短期保険株式会社を子会社化しました。

(企業保険分野)

従業員が安心して働き続けることができる総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めております。その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えする団体3大疾病保障保険「ホスピタA(エース)」の販売に注力するとともに、分散投資と機動的な資産配分によりリスクを抑えつつリターンの上を目指した団体年金保険商品を発売しました。また、企業の業務効率化およびコスト削減等に資するべく、一部の商品を対象としてインターネットを通じた加入申込サービスを開始しました。

(資産運用)

資産運用では、「ALM^{*6}運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれ運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組みました。

「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、長期の国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進する中、長引く低金利環境においても中長期的な収益の向上を図るべく、為替リスクを抑制した外貨建事業債や、不動産・インフラエクイティファンド等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資を拡大しました。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、許容されるリスクの範囲内で企業価値の向上を図るべく、中長期的な収益向上を目指して国内外株式や為替ヘッジをしないオープン外国債券への投資を拡大しました。

年度末にかけては、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響が深刻になる中で、モニタリング強化など適切なリスク管理に取り組まれました。

また、機関投資家の責務の一環として、持続可能な社会の実現および運用収益の向上に向け、ESG^{*7}投資を推進するとともに、投資先企業の中長期的な企業価値向上と持続的成長を促すための対話を軸とするステューワードシップ活動に取り組まれました。

※6 ALM(Asset Liability Management)とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※7 ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字をとったものです。ESG投資とは、ESGに対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投資です。ESG投資促進の一環として、2019年3月に金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の提言に賛同し、同年4月には国連責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)に署名しました。

(海外事業)

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針とし、長期的にはグローバル基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20%にすることを目標としております。加えて、海外出資先との情報連携やシナジーの発揮を通じて、資産運用の高度化、商品開発の多様化ならびにITの活用による事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることとしております。

こうした方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、人材育成および新規M&Aの検討に取り組んでおります。その一環として、2019年6月にデジタルテクノロジーを活用した先進的な生命保険ビジネスを展開しているシンガポール(Singapore Life Pte. Ltd.)に出資し、関連法人化するとともに、関連法人のパオベト・ホールディングスとの関係強化による当社グループの更なる収益向上に向けて、同年12月に、同社に対して約190億円の追加出資を行いました。また、海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組として、資産運用の分野ではシメトラが新設した投資顧問子会社に米国事業債での資産運用の委託を開始するなど、収益向上に努めました。ITの分野でもお客さまの利便性向上および当社経営の効率化に向けて、シメトラやシンガポールとの情報交換や共同でのインシチュアテック^{*8}技術の研究等に取り組んでおります。

※8 「保険(Insurance)」と「テクノロジー(Technology)」を掛け合わせた造語で、保険分野におけるFinTechの活用を意味します。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、2012年度に募集した基金500億円を2019年8月に償却するとともに、2014年度に発行した劣後特約付社債500億円を同年11月に期限前償還しました。一方、強固な財務基盤を維持するため、劣後特約付借入金により、2019年6月に500億円を調達しました。

経営管理面では、働き方変革に積極的に取り組み、既存業務の削減やテレワークの活用など、柔軟な働き方を通じて創出した時間をお客さま本位の仕事に集中するとともに、長時間労働の抑制や休暇取得等を推進することで「健康でいきいきと働く」職場の実現を目指しており、こうした取組みが評価され「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定されております。2019年度は働き方変革を加速させるため、「時間あたり生産性」を踏まえた人事評価の導入による職員一人ひとりの意識改革、RPA^{※9}の試験導入や部門横断での業務見直しによる更なる業務削減に取り組みました。

※9 RPA (Robotic Process Automation) とは、ソフトウェアロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化することです。

また、大規模災害への備えとして、各種訓練等を通じて継続的な危機管理態勢・業務継続体制の整備を行っており、こうした体制のもと、2019年度に発生した自然災害に対しては、保険金等請求手続きの簡易取扱いなどを実施しました。新型コロナウイルス感染症への対応としては、全社的かつ迅速な対応が必要との判断に基づいて危機対策本部を設置し、お客さまへの対応や職員の感染予防に努めるとともに、更なる感染拡大の可能性を踏まえ、保険金支払い等の重要業務の業務継続に向けた準備を進めました。

【個人保険および個人年金保険】

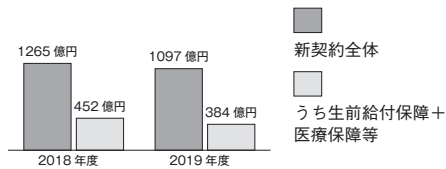
・年換算保険料

	2019年度	前年度比
新契約	1097億円	13.2%減
うち生前給付保障+医療保障等	384億円	15.1%減

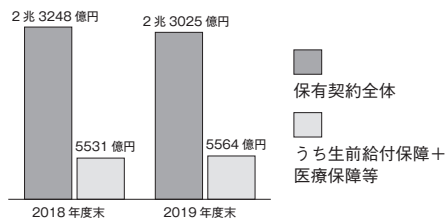
	2019年度末	前年度末比
保有契約	2兆3025億円	1.0%減
うち生前給付保障+医療保障等	5564億円	0.6%増

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2019年度	前年度比
新契約(グループ全体)	2027億円	3.4%減

	2019年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	2兆8065億円	0.9%増

(注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です(住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険)。
 2. シメトラの決算日は12月31日です。

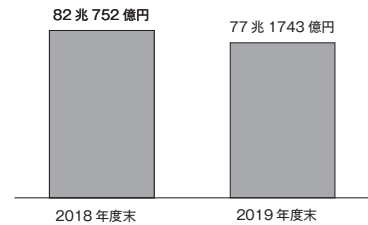
・保険金額

	2019年度	前年度比
新契約高	1兆4453億円	22.8%減
減少契約高	6兆3462億円	11.5%減

	2019年度末	前年度末比
保有契約高	77兆1743億円	6.0%減

(注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)

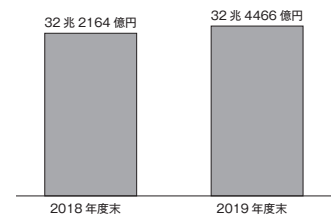


【団体保険および団体年金保険】

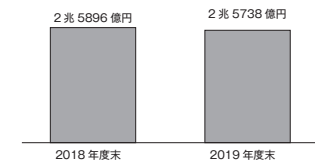
	2019年度末	前年度末比
団体保険	32兆4466億円	0.7%増
団体年金保険	2兆5738億円	0.6%減

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



(業績の概況)

2019年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、外貨建一時払終身保険の販売減少等により前年度比13.2%減の1097億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比5.2%減の748億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比1.0%減の2兆3025億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※10}については、13月目継続率で95.4%(前年度末比1.8ポイント減)、25月目継続率で93.2%(同1.5ポイント減)となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆4466億円(前年度末比0.7%増)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆5738億円(同0.6%減)となりました。

※10 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率 募集対象年月:2017年11月から2018年10月まで)、25月目(25月目継続率 募集対象年月:2016年11月から2017年10月まで)に継続している契約の年換算保険料の割合です。

(収支・資産等の概況)

2019年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆2243億円(前年度比7.5%減)、資産運用収益が7400億円(同2.6%減)、支出面では、保険金等支払金が1兆8856億円(同3.5%減)、資産運用費用が2684億円(同10.0%増)、事業費が3200億円(同2.4%減)となりました。こうした結果、経常利益は951億円(同52.6%減)となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は493億円(同18.6%減)となりました。

また、当期末処分剰余金は483億円(前年度比18.2%減)となりました。

基礎利益については3715億円(前年度比1.5%減)と前年と概ね同水準となりました。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については32兆9511億円(前年度末比0.7%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で26兆6360億円(前年度末比1.5%増)となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、873.6%(前年度末比56.5ポイント減)と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2019年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2019年度	前年度比
経常収益	3兆4859億円	4.2%減
経常利益	375億円	75.1%減
親会社に帰属する当期純剰余	52億円	89.2%減

	2019年度	前年度比
グループ基礎利益*	3925億円	1.3%減

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、パオベト・ホールディングス、BNIライフ、シングライフ、PICC生命の税引前利益(住友生命の持分相当額)を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2019年度末	前年度末比
総資産	38兆6420億円	2.2%増

<対処すべき課題>

近年の社会環境・経済環境においては、人口構造の変化や、デジタルライゼーションの進展、働き方改革の推進など、社会全体に影響を及ぼす様々な変化が加速度的に進んでおります。このような環境の中で、当社が将来に亘って持続的にお客さまのお役に立っていくためには、社会の変化を的確に捉え、社会のニーズに応じていくことで、社会から必要とされ続けることが重要と考えております。

こうした認識のもと新たな3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2022」を策定し、2020年度よりスタートさせました。本計画では、「住友生命「Vitality」の推進を通じて健康長寿社会に貢献することを中心に、事業活動を通じてSDGs達成に向けた取組みを進め「社会に貢献すること、お客さまに寄り添った行動と働き方を通じて「社会に信頼される」こと、将来を見据えた企業体質の変革を通じて「社会の変化に適応する」ことによりあらゆる事業をお客さまに寄り添って前進させてまいります。

具体的には、スミセイライフデザイナー(営業職員)を通じて、お客さまの健康増進をサポートすべく「住友生命「Vitality」を軸として「人生100年時代」に対応したコンサルティングとお客さまに寄り添い続けるサービスを推進してまいります。金融機関等代理店・保険ショップにおいては商品提供ラインを拡大し、お客さまのニーズにお応えする商品のフルラインアップの実現を目指してまいります。また、低金利環境下においてもお客さまの安心と満足につながる資産運用の実現に向け収益力向上とリスクコントロールの強化に取り組み、あわせてグリーンボンド等への投資促進も含めたESG投資の推進や、資産運用を支える専門人材の育成、シメトラとの協働等を通じた運用体制の強化にも努めます。海外事業においては、海外事業基本方針に則り、シメトラやアジア出資先の収益力向上への取組みを推進するとともに、海外出資先とのシナジー発揮、海外事業を支える人材育成、グループガバナンスの高度化等に取り組みます。

さらに、デジタルトランスフォーメーションに取り組み、営業職員等を通じた「人ならではの価値」と融合させ、お客さまの体験価値を向上させる改革を実施します。お客さまの意向や状況を常に収集・理解し、「人」と「デジタル」によるお客さまに寄り添ったサービスの提供を目指します。

こうした事業を支える経営基盤の構築に向け、役職員一人ひとりがこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動していくことを徹底するため、「住友生命グループ行動規範」を周知・浸透・実践することなどによりお客さま本位の業務運営の更なる推進を図るとともに、働き方改革の取組みを一層進めます。加えて、環境の変化に対応し将来に亘ってサービスを提供し続けていくために長期的な目線に立った企業体質の変革に向けた投資(未来投資)を実行します。

現在、世界は新型コロナウイルスの脅威に直面しており、感染が拡大する状況下では職員の罹患リスクに配慮しつつお客さまへの適切な対応に努めます。そして収束後に日本が新たな姿に変化していくプロセスにおいて、一層社会に貢献できるよう取り組む所存です。

以上の取組みを着実に進めつつ、様々な環境の変化に適切に対応していくことで、「社会に『なくてはならない』保険会社」の実現を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
年度末契約高	個人保険	兆 億円 77 5441	兆 億円 71 7512	兆 億円 66 7692	兆 億円 62 1090
	個人年金保険	16 0025	15 6215	15 3060	15 0653
	団体保険	31 4854	31 8890	32 2164	32 4466
	団体年金保険	2 5654	2 6248	2 5896	2 5738
	その他の保険	2129	2103	2055	2006
	保険料等収入	兆 億 百万円 3 3154 80	兆 億 百万円 2 5085 79	兆 億 百万円 2 4053 38	兆 億 百万円 2 2243 03
資産運用収益	7440 52	7587 32	7598 29	7400 64	
保険金等支払金	1 9992 14	1 9723 30	1 9534 87	1 8856 24	
経常利益	2287 93	2299 33	2005 91	951 38	
当期純剰余	862 64	654 22	606 05	493 37	
社員配当準備金繰入額	517 35	528 04	502 85	474 51	
総資産	30 0269 83	31 5369 34	32 7304 72	32 9511 05	

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
 2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
 a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
 b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
 c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

〈ご参考〉当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	4 4339 40	3 7471 35	3 6394 46	3 4859 73
経常利益	1897 56	2178 67	1508 40	375 91
親会社に帰属する当期純剰余	560 68	698 35	482 66	52 07
包括利益	566 90	1674 68	928 25	246 20
純資産額	1 6129 83	1 6568 20	1 6457 23	1 5662 49
総資産	34 3528 70	36 0364 43	37 8114 70	38 6420 50

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	87	87	0
事業部	2	2	0
支部	1,451	1,449	△2
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,544	1,542	△2
代理店	501	510	9

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,973	10,962	△11	45	15	347
営業職員	31,981	32,206	225	47		

(5) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
住友生命第1回劣後ローン 流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達状況

劣後特約付借入金により、2019年6月に500億円を調達しました。
 また、2019年8月に基金500億円を償却するとともに、同年11月に劣後特約付社債500億円を期限前償還しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	33,937
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2019年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	40,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイビルマネジメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	149百万円	98.27%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル (108円)	100%

※Symetra Financial Corporationの資本金額(1米ドル)は、登録州での一般的な資本金額です。なお、同社傘下の子会社12社の資本金額合計は、13百万米ドルです。

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エーエージェント	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	231百万円	44.83%
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアピア (2,014百万円)	39.99%
Singapore Life Pte. Ltd.	Singapore	生命保険業	2014年2月28日	154百万米ドル (16,853百万円)	25.11%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン (34,104百万円)	22.08%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2019年4月1日	三井住友アセットマネジメント株式会社は、同社を存続会社、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより同社は当社の関連法人等ではなくなりました。
2019年4月30日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはFayette Landings, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2019年6月28日	当社は、Singapore Life Pte. Ltd.の株式を取得しました。これにより同社は当社の関連法人等となりました。
2019年6月28日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Investment Management Companyを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2019年7月30日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはHometown Plaza Retail Center, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2019年8月21日	当社は、アイアル少額短期保険株式会社の株式を取得しました。これにより同社は当社の子会社となりました。また、2019年11月15日、同社が行った約1億円の増資の引受けを行いました。
2019年12月25日	当社は、当社の関連法人等であるBaoviet Holdingsが行った4兆ベトナム(約190億円)の増資の引受けを行いました。
2020年2月29日	当社の子会社であるSymetra Financial Corporationは2090 McGee Lane, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄*	取締役会長 指名委員 報酬委員	・読売テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカタインクス株式会社 社外監査役 ・レンゴー株式会社 社外取締役	
橋本 雅博*	取締役 指名委員 報酬委員		
篠原 秀典*	取締役		
藤戸 方人*	取締役		
長瀧 研一	取締役 監査委員		
山下 徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニア アドバイザー ・株式会社博報堂DYホールディングス 社外 取締役	
釜 和明	取締役 (社外役員) 監査委員長	・株式会社IHI 相談役 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森 公高	取締役 (社外役員) 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山 登志子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー	
岡 正晶	取締役 (社外役員) 監査委員	・梶谷総合法律事務所 弁護士 ・株式会社三井住友銀行 社外取締役(監査等委員)	
山本 謙三	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄*	代表執行役		・「a. 取締役」参照
橋本 雅博*	代表執行役社長		
篠原 秀典*	代表執行役副社長	[企画部、新規ビジネス企画部、勤労部、情報システム部]担当	
藤戸 方人*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
松本 英晴	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、第1総合法人部、中国四国総合法人部、都心総合法人部]担当	
角 英幸	執行役常務	[調査広報部、主計部、経理部、運用管理部]担当	
柴森 剛志	執行役常務	[国際業務部、人事部、商品部]担当	
松本 巖	執行役常務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当	
高田 幸徳	執行役常務	[ブランドコミュニケーション部、CX企画部、営業企画部、Vitality戦略部]担当	
北越 浩和	執行役常務	[ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、中部本部、近畿北陸本部、九州本部]担当	
日下 和彦	執行役常務	[総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部]担当	
古河 久人	(執行役常務)		2019年7月19日 辞任
河野 伸三	(執行役常務)		2020年3月29日 辞任
酒井 真史	(執行役常務)		2020年3月29日 辞任

(注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。

2. 2020年4月1日付で、代表執行役専務藤戸方人は代表執行役副社長に、百合達哉および岩井豊城は執行役常務に就任しました。

(2)会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	9	161
執行役	17	954
計	26	1,116

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。
2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

- 基本方針
執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下のとおりとする。
 - 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 - 企業価値の増大に向けた役員へのインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない)
 - 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員への役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
 - 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。
- 報酬体系
業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。
 - 執行役の報酬体系
執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下のとおりとする。
 - 固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
 - 業績連動報酬(単年度)
役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は、前年度のE V事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%~120%とする。
業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。
 - 業績連動報酬(中長期)
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会が決議の上、執行役在任期間のE Vの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。
なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会が決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。
(注)執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。
 - 取締役の報酬体系
取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。
- 報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬(単年度)の支給割合】

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	E V事業収益の経営計画に対する達成率	
部門	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
評価	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

E V事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE Vの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	9	161	—	161
執行役	17	533	421	954
合計	26	695	421	1,116

(注) 報酬の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2019年度の業績連動報酬は、各指標の2018年度の業績に基づいており、目標および実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

指標	目標	実績
EV事業収益	2,936	2,531
新契約価値(リテール部門)	2,849	2,453
新契約価値(代理店部門)	438	359

c. 報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2019年5月15日	報酬委員会にて「役員報酬に係る事項の開示の拡充」を審議
2019年5月22日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2019年6月10日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改正」、「退任執行役の報酬」を決議。「2019年度執行役の報酬」を審議。「2019年度執行役の目標および取組事項」を報告
2019年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2019年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議
2019年8月6日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2019年11月21日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改正」を決議。「2019年度経営者報酬調査」を報告
2019年12月19日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2020年2月12日	報酬委員会にて「昇任および新任執行役の報酬」を決議。「執行役等の処遇延長」を報告
2020年3月4日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 釜 和明 森 公高 片山 登志子 岡 正晶 山本 謙三	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
岡 正晶	梶谷綜合法律事務所 弁護士 当社は、梶谷綜合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂D Yホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
岡 正晶	株式会社三井住友銀行 社外取締役(監査等委員) 当社は、株式会社三井住友銀行と保険の取引があります。また、同社に融資を行っております。同社と代理店契約を締結しております。
山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係
該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	ITシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
釜 和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	総合重機メーカーの代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
森 公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	消費者問題の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
岡 正晶	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
山本 謙三	2019年7月2日就任	取締役会10回開催、うち9回出席 指名委員会3回開催、うち3回出席 報酬委員会3回開催、うち3回出席	金融・経済の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

(注) 山本謙三については、2019年7月2日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	109	—

4. 基金に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉 加奈子 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	236* ※当社と会計監査人との間の 監査契約において、保険業 法に基づく監査と金融商品 取引法に準じた監査の監査 報酬の額を明確に区分でき ないため、その合計額を記 載しております。	監査委員会は、会計監査人の 監査計画の内容、会計監査の 職務遂行状況および報酬見積 りの算出根拠などが適切であ るかについて確認した結果、 会計監査人の報酬等につい て、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対 して、公認会計士法(昭和23 年法律第103号)第2条第1項 の業務以外の業務である「団 体年金保険管理・特別勘定運 用業務、退職給付債務(PB O)計算業務および年金制度 管理業務に係る内部統制の保 証業務」等についての対価を 支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は318百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の総合職員・一般職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) 当社およびグループ会社(「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう)の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。)以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(グループ会社における事実を含む)
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実(グループ会社における事実を含む)
 - (4) 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果(グループ会社を対象とするものを含む)
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. b. に掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・ 常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・ 各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・ 担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時監査委員会へ提出を行っている。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・ 監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、内部通報規程に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を職務権限規程に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 2019年度において、代表執行役社長が監査委員会と2回意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。

- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
- (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役員は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・企業倫理の向上を図るべく、「住友生命グループ行動憲章」の内容も踏まえ、役職員に対する教育を定期的・継続的に実施している。 ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。 ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。 ・コンプライアンス統括部担当執行役員は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告するとともに、年2回、監査委員会に出席し、意思疎通を図っている。 ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。 ・反社会的勢力による関与またはその恐れが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
法令等遵守態勢（不祥事件の未然防止等）	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員の行動指針である「住友生命グループ行動憲章」の実践性を高め、より良い企業文化の醸成・コンダクトリスク(※)の最小化を図るべく、「住友生命グループ行動規範」へと改称のうえ、「共通の判断基準」等の項目を新設した(2020年4月適用)。また、不祥事案を巡る社会情勢を踏まえ、職員の懲戒に関する規程等の見直しを実施した。 ※法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク
保険募集管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支社に対する指導・支援等を推進し、支社・支部の自律機能の発揮に取り組んだ。 ・当社の代理店で発生した不適切な懸念のある募集事案に対し、コンプライアンス委員会や取締役会へ報告のうえ、必要な対応を実施した。 ・当社が代理店として募集を行っている保険商品の元受会社が作成した募集資料・教材について当社が意見具申できる態勢を整備した。
マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に即した態勢を整備すべく、規程改正等を実施した。
職場環境コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革関連法を踏まえて就業規則等の改正を行い、長時間労働の抑制や休暇取得の推進等の運営を行った。こうした取組みを通じ、長時間労働者は着実に減少している。 ・生産性を意識した働き方の推進に向け、固定給職種的人事評価制度に生産性に関する項目を導入した。 ・営業職員の適正な勤務管理に向け、出勤管理の電子化を実施した。
内部通報制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の整備に取り組んだ結果、消費者庁の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の基準を満たすレベルでの体制整備が完了し、登録事業者となった。なお、「内部通報・相談窓口」の周知率は年々向上している。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・情報保存規程に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 ・規定、教材等を全職員が閲覧できるように、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に引き続きペーパーレスの推進に取り組むとともに、既存の紙保管書類を減らす「ペーパーストック削減活動」に取り組んだ。 ・これまで機密性の高い案件の一部については情報管理の観点から紙による決裁を行っていたが、情報管理をより徹底するためのシステム変更を行い、原則として全ての決裁の電子化を達成した。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンス報告書等、経営に関わる情報については適切な開示を行った。 ・SDGs、ESG等の社会的要請が高まっている諸取組みについて、当社としての取組方針・方策の経営レベルでの検討・共有体制を充実させる観点から、「サステナビリティ推進協議会」を設置した。 ・公式ホームページの全面改定を行い、セキュリティ・閲覧利便性・情報更新の即時性の強化を図った。 ・統合報告書について、見やすさ・わかりやすさの向上、簡素化の実現、開示の潮流を踏まえた記載充実という3点を中心に改善に取り組んだ。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
- (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役員は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する統合的リスク管理計画に基づき、統合的リスク管理を行っている。 ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 ・リスク管理統括部担当執行役員は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。 ・危機発生時の具体的な対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、態勢の維持・向上に努めている。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象（重要なリスク）を特定し、状況や影響度の評価・モニタリングを行う運営を開始した。 ・資産運用収益向上への取組みを踏まえたモニタリングの強化等、リスク管理の高度化を図った。
グループベースでのリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社の実態をより適切に反映したリスクの計量化等、グループベースのリスク管理の高度化に努めた。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ対応体制強化を目的に、サイバーセキュリティ統括責任者(CISO)を設置した。また、サイバーセキュリティ対応計画を策定し、端末・サーバー間のネットワークセグメント強化、当社関連サイトへの不正検知サービスの導入、サイバーセキュリティ対応状況の外部評価等を実施した。
危機管理態勢・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等発生時の対応力強化を図るため、保険契約管理に係る事務を平時から大阪・札幌・東京の3か所へ分散させる等の対応方針を策定した。 ・所属長の災害対応力強化、職員の防災意識向上、物流会社との連携強化等の取組みを行った。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・組織規程に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、職務権限規程等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。 ・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振り返りを実施している。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度までに引き続き、「取締役会等の実効性評価」の結果を踏まえた取締役会運営の見直し等を通じて取締役会の機能向上に努めた。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・当社を取り巻く環境変化を踏まえ、「スミセイ中期経営計画2022」を策定した。なお、計画の策定にあたっては、社外取締役経営協議会における議論を通じて社外取締役の知見を活用した。

収益管理	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の収益拡大や構造改革に向けた変革への投資を優先した2020年度事業費予算を編成した。また、既存経費の抑制を推進するため、過去の投資効果を考慮した3ヵ年予算(2020年度から2022年度を対象)を策定した。 ・投資の実効性向上を図る観点から、重要な投資案件に関するモニタリングやレポートの充実等を確保するための運営見直しを実施した。 ・「住友生命「Vitality」」に係る会計処理や、保険契約の国際会計基準等への対応に努めた。
------	--

- ⑤ 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
- (1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 - (3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
- c. 必要に応じて当社の役員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・「住友生命グループ行動憲章」を踏まえ、グループ会社の経営管理を行っている。 ・海外グループ会社およびマルチチャネル戦略に関わる国内グループ会社の経営状況については年2回、それ以外のグループ会社の経営状況については年1回、事業企画部等の担当執行役が取締役会へ報告している。 ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する事項について定めた規程を整備させるとともに、リスク管理に関する計画やコンプライアンス・プログラムを策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 ・取締役会においてグループ会社経営管理計画を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、グループ会社経営管理計画等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 ・国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対しては各数名の取締役をそれぞれ派遣するとともに、各グループ会社の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
国内グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度までに引き続き、当社各部署と重要なグループ会社(戦略グループ会社)の間で「分野別協議会」(※)を開催し、各専門部署からの情報提供や指導を実施した。 ・代理店チャネルにおける中長期的なグループ戦略、子会社・関連法人等の経営戦略の策定のプロジェクトを推進するため、代理店事業部に代理店戦略室を新設した。 ※戦略グループ会社とした子会社の経営戦略、業務執行および内部統制システムの整備等にかかる事項の協議および指導を行うことを目的に、当社および戦略グループ会社の関係部門の長が構成する委員会
海外グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業委員会の構成・運営を変更のうえ、海外事業戦略委員会へと改組し、社内関係部門の情報共有を深化させた。また、規制や事業環境等が国・地域によって様々であることを踏まえ、海外グループ会社の経営管理に関する機能を、海外の情報が集約される国際業務部に統合(事業企画部の機能を移管)した。 ・「海外事業基本方針」を制定し、海外事業の長期的目標をグループ基礎利益全体の20%に設定するとともに、その達成に向けた具体的な取組方針を定めた。 ・新たに出資したシングルライフに関し、非常勤取締役1名を派遣する等、経営管理のための態勢を構築した。 ・生命保険子会社の専門部署間のコミュニケーション強化を目的に、「US-Asia Meeting」を新たに開催し、意見交換やベストプラクティスの共有を行った。 ・海外子会社の決算等に関する情報がより迅速に報告される態勢を整えた。

- ⑥ 顧客保護が図られることを確保するための体制
- お客様の保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客様情報の保護およびお客様の利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客様本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。 ・お客様の保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
お客様本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様本位の業務運営」をさらに推進するため、役職員の判断のよりどころとして「住友生命グループ行動規範」を策定した(2020年4月適用)。 ・「お客様本位推進委員会」において「お客様本位の業務運営」の遂行状況の振り返りを行った。
保険契約管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「スミセイ中期経営計画2022」の達成に向け、お客様の体験価値(CX)向上のための取組計画を策定した。 ・「ご家族登録サービス」の登録動向のさらなる推進や高齢者・障がい者への対応に関するマニュアルの改訂等、高齢者・障がい者等に配慮したサービスの充実に努めた。 ・マルチチャネル分野における保有契約増加を踏まえた対応を行った。
保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金等の過少支払件数の減少や、支払請求に要する日数の短縮に向けた取組みを継続し、目標として設定した数値を達成した。
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情管理態勢の適切な運用に向け、「お客様本位推進委員会」の下部組織として募集管理分科会やサービス分科会、個別苦情対応検討分科会を設置するなど態勢の見直しを実施した。また、苦情を起点としたお客様対応として贈与税形態契約のお知らせ訪問を実施した。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「顧客情報等保護運営 指定・優秀支社制度」を導入し、「指定支社」には再発防止に向けた対応を実施した。また、重大事故については全社への注意喚起を実施した。なお、こうした取組みを通じ、個人情報漏洩件数は減少傾向にある。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先の業務遂行状況等の確認および契約更新における事務の効率化を実施した。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・規定等に基づき適切な対応を行うとともに、グループ会社に係る利益相反管理の推進に向けた対応を検討した。 ・スチュワードシップ活動の透明性向上のため、2019年4月から6月開催の株主総会の議決権行使より、議決権行使結果の個別開示において、不賛同とした理由の開示を行った。

- ⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制
- 内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与する他、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役員・資料へのアクセス権を付与している。 ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 ・内部監査部の担当執行役(員)は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備する他、監査委員会に内部監査部担当執行役(員)が出席する等、その強化を図っている。 ・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等 ・このほか、2019年度においては次の取組みを行っている。 	
2019年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部では内部監査人協会(IIA)(※1)が認定する「公認内部監査人(CIA)」等の専門資格の取得推進や知識・スキル向上のための研修を実施し、内部監査の専門性の維持・向上を図った。 ・「内部監査品質に関する自己評価」(※2)結果等に基づき、内部監査部では監査手法・監査報告書の充実を図り、リスクアセスメント結果に基づく効率的・効果的な監査の実施に取り組んだ。 ※1: 米国に本部を置く The Institute of Internal Auditor(内部監査人協会)の略称。内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。 ※2: IIA基準に基づき、当社ではIIAが定める基準への適合性評価等の「内部監査品質に関する自己評価」を定期的に実施している。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2019年9月5日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2021年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
 - b. 2020年3月30日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2021年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2019年5月24日、東京都において審議委員会を開催し、2018年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 2019年11月22日、東京都において審議委員会を開催し、2019年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,809名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,937,383名、総代数は180名です。

<商品に関する事項>

1. 2019年4月1日、予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険「たのしみ未来グローバル」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
 - ・毎月一定額の円貨でお払い込みいただき、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)で積み立てる平準払の個人年金保険です。
 - ・保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料(指定通貨建)相当額とすることで、年金受取額が大きくなるしくみとしております。
 - ・年金の受取りを指定通貨と円貨から選択できるほか、最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。また、この保険のしくみを活用したお子さま向けプラン「たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>」も発売しております。
2. 2019年12月16日、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)Ⅱ型「笑顔の約束Ⅱ」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
 - ・保険料の払込みや死亡保険金、解約返戻金等の支払いが指定通貨(米ドルまたは豪ドル)となる外貨建一時払終身保険です。
 - ・第1保険期間(ご契約当初2年間)の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間(2年経過以後)の死亡保険金額を大きくしております。
 - ・契約日から15年経過以後の解約返戻金額は、ご契約時に確定し、以後は金利状況によって変動することなく基本保険金額を上限に増加します。
3. 2020年3月24日、認知症保障特約「認知症PLUS」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
 - ・MCⅠ(軽度認知障害)および認知症を一生にわたり保障する特約です。
 - ・生まれて初めて当社所定の軽度認知障害または器質性認知症と診断されたときに軽度認知障害給付金(基本保険金額×10%)をお支払いします。
 - ・生まれて初めて当社所定の器質性認知症と診断されたときに認知症保険金(基本保険金額)をお支払いし、特約は消滅します。なお、当社所定の軽度認知障害を経ずに器質性認知症に該当した場合には、軽度認知障害給付金と認知症保険金(基本保険金額×110%)をお支払いし、特約は消滅します。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 住友生命創業110周年記念事業であるスミセイ「Vitality Action」において親子スポーツイベントを全国28か所にて開催し、CSVプロジェクトにおける社会への健康増進の働きかけとして積極的に取り組みました。また、関連財団とも連携し、健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援等にも取り組みました。
2. 子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」や、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、1992年にスタートした職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を引き続き推進しました。また、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
4. 地球環境保護の一環として、環境省「プラスチック・スマート」に賛同し、本社・東京本社ビル内の喫茶店・食堂での紙製ストローの提供や海浜・河川のクリーンアップ活動等を通じて「海洋プラスチックごみ」の削減に取り組みました。
5. 令和元年台風第19号等被災地支援の一環として、住友生命労働組合と協力し当社および関連会社にて募金を実施し、総額819万88円を被災者および被災地域へ寄贈しました。
6. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億2307万8479円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に1億742万4966円、子育て支援・次世代応援事業に1億2626万1063円、地域社会関連事業に839万2450円、地球環境保全事業に1000万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円です。